

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 個人において年内に検討すべき事項

所得税・贈与税申告に関連し、検討・確認すべき主な事項はつぎのとおりです。

所得税

項目	内容	留意点
譲渡所得関連	不動産 所得税額 = {収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)} × 20.315% (長期) または 39.63% (短期) ※他の土地建物の譲渡所得内でのみ、長短関係なく損益通算可	・長期：2024年1月1日時点で所有期間が5年を超える土地建物／短期：同日時点で5年以下の土地建物
	株式 所得税額 = {収入金額 - (取得費 + 手数料等)} × 20.315% ※上場・非上場にかかる損失は互いに相殺不可／上場の損失は上場の配当と相殺可 + 3年間繰越控除	・譲渡日は原則受渡日基準 上場株式については約定日含む3営業日目が受渡日 ⇒ 2024年は12月26日までの取引(約定)まで含まれる
控除関連	ふるさと納税 支出した寄付金の額(限度額あり) - 2千円を2024年の所得税と2025年の住民税より税額控除 ※限度額の目安(参照：株さとふる「シミュレーション&早見表」, https://www.satofull.jp/static/calculation01.php , 2024年11月29日取得)	・クレジットカード納付の場合は受付日(利用日)を納付日とする自治体が多いため12月31日まで寄付が可能 ・ワンストップ特例の申請期限は翌年(2025年)1月10日まで ・返礼品は受け取った年分の一時所得となる ⇒ 返礼品が50万円を超える場合申告が必要
	医療費控除 所得控除額 = 支払った医療費 - 保険金 - 10万円(最大200万円) <特例(セルフメディケーション税制)> 対象薬品の購入対価 - 1万2千円(最大8万8千円)	・生計を一にする親族の分を他の親族が支払ったときは、支払った者の医療費控除の対象となる ・クレジットカード利用の場合は窓口での支払日が年内までのものを含む
	控共小除濟規等模掛企業 所得控除額 = 小規模企業共済掛金、個人型年金掛金など	・小規模企業共済は加入月以降1年分の前納可 ⇒ 年内中の払込は2024年分の控除対象 ・iDeCo(個人型確定拠出年金)は暦年単位での拠出回数のみ変更可(前納不可)

贈与税

項目	内容	留意点
暦年贈与	贈与税額 = (贈与財産の価額 - 110万円) × 税率(10~55%)	・2024年1月1日時点で18歳以上の子や孫が父母または祖父母から贈与を受けた場合は特例税率を適用
相続時精算課税	贈与税額 = (贈与財産の価額 - 110万円 / 年 - 2,500万円(累計)) × 20%	・2024年1月1日時点で贈与者が60歳以上、受贈者が18歳以上でかつ贈与者の子や孫である場合が対象 ・申告書とあわせて相続時精算課税選択届出書の提出が必要(申告期限：2025年3月17日)

お見逃しなく！

2024年よりインボイス発行事業者(課税事業者)になった場合でも、年内中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、2024年分の消費税申告より簡易課税制度の適用を受けることができます。